

## 8 水防関係

### 8-1 御前崎市水防計画書

#### 第1章 目的

この水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第32条の規定及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって御前崎市内の各河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮(津波を含む)による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

#### 第2章 用語の定義

- (1) 水防管理団体(法第2条)  
水防の責任を有する市町、又は水防事務組合をいう。
- (2) 水防管理者(法第2条第2項)  
水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいい、御前崎市において、御前崎市長をいう。
- (3) 指定水防管理団体(法第4条)  
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。
- (4) 消防機関の長(法第2条第4項)  
御前崎市においては、御前崎市消防長をいう。
- (5) 御前崎市災害対策本部  
災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

#### 第3章 水防の責任

水防管理団体たる市は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立(法第3条)
- (2) 水防団、消防団の整備(法第5条)
- (3) 水防倉庫、資器材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立(法第27条)
- (5) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視(法第9条)
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保(法第15条)  
洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市町地域防

災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供(法第36、39、40条)

(8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保(法第41条)

ロ 水防団または消防団の出動体制の確保(法第17条)

ハ 通信網の点検

ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測を的確な実施

ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること(法第25、26条)

ト 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使(法第28条)

チ 住民の水防活動従事の指示(法第24条)

リ 警察官の出動要請(法第22条)

ヌ 避難のための立ち退きの指示(法第29条)

ル 自衛隊の出動を依頼する(知事を経由する自衛隊法第83条)

ヲ 水防管理団体相互の協力応援(法第23条)

ワ 水防解除の指示

カ 水防てん末報告書の提出(法第47条)

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(1) 水防機関の整備(法第5条)

(2) 水防計画の策定(法第32条第1項)

都道府県の水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

(3) 水防計画の都道府県知事への協議(法第33条第2項)

水防計画を定め、または変更しようとするときは、都道府県知事に協議をしなければならない。

(4) 水防計画を定め、または変更したときは、その要旨の公表。(法第33条第3項)

(5) 水防団員数の確保(法第34条)

(6) 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う。(法第35条)

また、指定水防管理団体の水防協議会については、以下のとおりである。

(7) 水防協議会を置かない指定水防管理団体は、市町村防災会議に諮る。(法第32条)

## 第4章 水防組織

### 御前崎市の水防組織

御前崎市は、水防に関係のある気象、注意報、警報等により、洪水及び高潮のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。組織図並びに事務分担は別表1-1、1-2のとおりである。なお、災害対策本部が設置されたとき

は、その組織に統合されるものとする。

## 第5章 避 難

### 第1節 避難の指示

水防本部長又は水防本部長の命を受けた水防部員は、堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には、速やかに立ち退きを必要と認める区域の居住者に対し、立退き若しくはその準備を指示するものとする。

水防本部長又は水防本部長の命を受けた水防部員は、立ち退きまたは準備を指示した場合は、袋井土木事務所長及び菊川警察署長にその旨を報告するものとする。各自主防災会長は、避難責任者となり組長又は班長を指揮し、立ち退き先、経路等を示し、区域内住民の避難を円滑に行う。

### 第2節 避難のための立退き計画

#### 1 避難予定場所

別表2のとおりとし、水災により被害を受け又は受ける恐れのある者を収容する。

#### 2 避難所の誘導及び周知等

避難所を開設したときは、速やかに避難を必要とする者に周知し、状況に応じ誘導、収容をする。

#### 3 避難指示者

水防本部長又は水防本部長の命を受けた水防部員とする。

#### 4 避難責任者

避難責任者は、その地区の自主防災会長をもってあてる。

### 第3節 避難が必要となる施設（要配慮者利用施設他）

市内河川の堤防等が決壊した場合に、要配慮者が利用している施設で、著しく被害を受ける可能性があり、避難等の必要がある施設は下表のとおりである。

また、水防法（水防法第15条）を基に、市が定める定期的な避難訓練の実施及び個別の避難確保計画等の策定が必要となる施設についても同様の施設となる。

#### 河川の浸水域に配置されている施設

水系	施設名称	管理者	所在地
新野川 (水位周知河川)	小規模多機能ホーム はまなでしこ	社会福祉法人 浜岡厚生会	御前崎市池新田460-1
	地域密着型特別養護老人 ホーム はまひるがお	社会福祉法人 浜岡厚生会	御前崎市池新田460-1
	企業主導型保育事業 うみがめ保育園	社会福祉法人 浜岡厚生会	御前崎市池新田460-12
中西川	介護施設 御前崎 亀松亭	レジャー開発株式会社	御前崎市白羽7778-1
横舟川	御前崎市立北こども園	御前崎市こども未来課	御前崎市上朝比奈2692-12

## 第6章 決壊等の通報及び決壊後の処置

1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防本部長、水防団長はただちに一般住民、袋井土木事務所長、駐在所及び、隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、同報無線、音声告知放送により、迅速かつ正確な情報伝達ができるよう努めるものとする。

2 決壊箇所については、袋井土木事務所長、水防本部長、水防団長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

## 第7章 水防上注意を要する箇所

市内河川及び海岸で特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する箇所は、下表のとおりである。

水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川名	水門等の名称	位置	形状			種別	施設管理者	連絡先
				H	W	連			
袋-33	浜岡朝比奈川	岩地川樋門	下朝比奈	1.70	1.80	2	木製捲揚手動	御前崎市	御前崎市建設課 0537-85-1122

土砂危険渓流域一覧表

河川名	溪流名	所在地	溪流概況			保全対象 人家戸数
			溪流長(km)	溪流面積(k㎡)	平均溪床勾配	
浜岡朝比奈川	南谷	下朝比奈	0.38	0.06	3° ~ 8°	6
箴川	西門ノ谷沢	比木	0.295	0.02	3° ~ 6°	1
箴川	勝佐谷	比木	0.48	0.14	3° ~ 10°	4
箴川	中田西ノ谷	比木	0.13	0.02	3° ~ 10°	1
新野川	谷奥沢	新野	0.11	0.02	3° ~ 7°	3
新野川	有ヶ谷	新野	0.21	0.04	2° ~ 9°	3
篠ヶ谷川	坂ノ谷沢	新野	0.35	0.09	3° ~ 10°	3
新野川	東ヶ谷沢	新野	0.18	0.01	3° ~ 8°	3
浜岡朝比奈川	奥ノ谷沢	上朝比奈	0.20	0.04	3° ~ 9°	3
浜岡朝比奈川	岩地川	下朝比奈	0.19	0.02	3° ~ 10°	4
篠ヶ谷川	井戸ノ沢	新野	0.175	0.04	3° ~ 8°	1
浜岡朝比奈川	青ヶ谷	池新田	0.22	0.01	3° ~ 12°	1

## 第8章 水防用資機材及び設備の整備運用

- 1 防災倉庫の設置箇所は、市役所倉庫、白羽倉庫である。
- 2 防災(水防)倉庫に整備する資機材の基準は、下表のとおりである。ただし、水防管理者は、時勢その他の状況により必要であると認めるとき、又は地域の特性等により、その数量を増減及び品目の変更をすることができる。
- 3 水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

品目	杭木	空俵	縄	鉄線	蝸木	掛矢	担架
数量	500本	1,000俵	250kg	100kg	5丁	10丁	20本
品目	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
数量	30丁	3丁	5丁	5丁	5丁	5灯	5本

## 第9章 通信連絡

### 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のための、電話、無線機等の通信を要する主たる系統及び水防団詰め所一覧は、下表のとおりである。

1. 水防団詰め所一覧表(別表3)
2. 気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図(別表4-イ)
3. 連絡系統図(連絡責任者)(別表4-ロ)

## 第10章 水防活動

### 第1節 水防本部非常配備

御前崎市水防管理者が洪水または高潮についての水防活動を必要と認めたときは、水防管理者の指示により本部要員は次の要領により迅速確実に非常体制をとり、水防業務に従事するものとする。

配備区分	配備基準	配備体制	配備要員
事前配備	1. 気象庁より、大雨・洪水警報が発せられたとき 2. 新野川の水位が通報水位(1.10m)に達したとき 3. 気象庁より津波注意報が発せられたとき	小人数により、情報収集活動及び連絡活動を主とし、事態の推移により速やかに水防本部を設置できる体制	総括班及び水防班の職員
第1非常配備	1. 新野川の水位が警戒水位(1.80m)に達し、又はその恐れがある場合で具体的な水防活動を必要とするまでに時間的余裕があると認められるとき 2. 気象庁より津波警報が発せられたとき 3. 気象庁より高潮警報が発せられたとき	水防本部を設置できる体制又は本部を設置し、事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備がとれる体制	総括班、水防班、水門・陸閘班の職員
第2非常配備	水防活動を必要とする事態が予想され、今後水防活動の開始が考えられるとき	職員を増員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、遅滞なく水防活動が実施できる体制	水防本部組織編成図の各班の職員
第3非常配備	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	職員全員を動員する完全水防体制	全職員
解除	水位が下降して水防活動の必要がなくなったとき		

その他

(イ) 水防管理者は、その時の状況により非常配備体制を切り替えることができる。

(ロ) 非常配備体制における応援班の動員は、本部長の命ずるところによる。

## 第2節 水防団の非常配備

水防団の非常配備は、水防管理者からの指令によることを原則とするが、緊急を要する場合は、団長の判断により、非常配備体制をとらなければならない。

(イ) 水防管理者が、水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、下表の基準により配備体制につくものとする。

### I 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

この場合は、速やかに袋井土木事務所長を経由して県水防本部長に報告しなければならない。

### II 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団長は、必要により水防団本部員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が警戒水位に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予知されるとき	分団の班長以上の団員は、所定の詰め所に集合し、また、資材、器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水門・樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防、海岸の巡視等のため一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2. 潮位が満潮に達し、なお上昇の恐れがあるとき。	水防団の全員が所定の詰め所に集合し警戒配備につく
解除	水防部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

## 第3節 監視及び警戒とその措置

(1) 水防管理者、水防団長又は消防長は、河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 水防管理者、水防団長又は消防長は、県から非常配備体制が発令されたとき、または気象等の悪化が予想される時等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、とくに既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

なお、異常を発見した場合は、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡するとともに水防活動を開始する。

#### 第4節 水防信号及び水防標識

##### (1) 水防信号

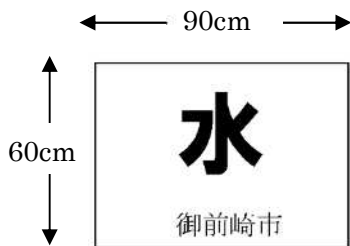
水防法第20号の規定による水防信号(昭和31年9月28日県規則第75号)は、別表5のとおりである。

- ・ 信号は、適當の時間継続する。
- ・ 必要があるときは、警鐘、サイレン信号及び同報無線を併用する。
- ・ 上記によるほか、伝令の呼称による通報を考慮すること。

##### (2) 水防標識

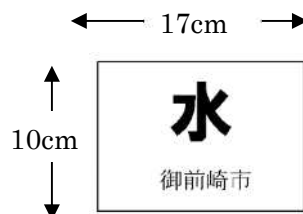
水防法第18条の規定による水防標識(昭和31年9月28日県告示第939号)は、次のとおりとする。

##### ア. 水防優先通行車馬標識



水は赤色  
外は白色

##### イ. 腕章



水は赤色  
外は白色

#### 第5節 水防活動

各分団長は水防活動終了後直ちに別記様式1により水防団長に報告し、水防団長は本部長又は水防管理者に報告しなければならない。

#### 第6節 水防配備の解除

##### 1 水防本部の配備の解除

水防管理者は、自らの区域の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、袋井土木事務所長にその旨を報告するものとする。

##### 2 水防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員は、(1)による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。



## 第7節 水防訓練

水災が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平常時からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。とくに災害対策基本法に基づき、総合的かつ計画的な水防体制を確立するためにも、指定水防管理団体は、毎年1回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。

## 第11章 雨量観測所及び水位観測所

## 第1節 雨量観測所

## (1) 静岡県所管の雨量観測所

( )内はテレメータ観測開始年月日

観測所	流域河川	位置	観測開始年月日	既往最大日雨量	観測者名	サイボス
(テレ)御前崎	中西川	港	昭和49年4月1日 (昭和60年4月1日)	286.0mm	袋井土木事務所 0538-42-3217	○
(テレ)池新田	新野川	池新田	昭和52年4月1日 (昭和54年10月1日)	272.0mm	〃	〃

## (2) 気象庁所管の雨量観測所

観測所	所在地	観測種目						観測所の高さ m	風向風速計地上の高さ
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		
御前崎	御前崎	○	○	○	○	○	○	45	16.3

## 第2節 水位観測所

( )内はテレメータ観測開始年月日

観測所	流域河川	位置	水位				観測開始年月日	観測者名	サイボス
			水防団待機(通報)	はん濫注意(警戒)	避難判断(特別警戒)	はん濫危険(危険)			
雨垂橋	新野川	佐倉	1.10	1.80	2.00	2.40	昭和21年4月1日 (昭和60年4月1日)	袋井土木事務所 0538-42-3217	○

## 第12章 協力応援

### 第1節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条)

但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。

2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

### 第2節 自衛隊の派遣要請

災害に際しては、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。(自衛隊法第83条)

### 第3節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

## 第13章 水防てん末報告

1 水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときは、次の事項をとりまとめ、別記様式2により水防活動実施後10日以内に、所轄水防区を經由し水防本部長に報告するものとする。水防区長は、上記報告を受けたときは内容をとりまとめ、遅滞なく水防本部長に報告するとともに、特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して水防本部長に報告するものとする。

### 2 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況

- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 3 水防活動実施報告作成上の注意事項

#### 3-1 水防管理団体水防活動実施報告書(別記様式2)

- (1) 各水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 水防管理団体は水防区長(土木事務所長)に箇所ごとに報告書の集計表を添付した3部提出すること。
- (3) 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
- (4) 氾濫した場合には、箇所図(1/5,000以上)に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

#### 3-2 水防活動実施報告書(別記様式3)

各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ別記様式3により翌月3日までに所轄水防区に報告すること。

各水防区は、管内の状況を取りまとめたうえ別記様式3により毎月5日までに水防本部長に報告すること。

## 第14章 その他

### 第1節 費用負担及び公用負担

- 1 水防管理団体はその管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第41条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

- (イ) 法第23条の規定による応援のための費用
- (ロ) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

- 2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (イ) 必要な土地の一時使用
- (ロ) 土石、竹木その他の資機材の使用
- (ハ) 土石、竹木その他の資材の収用
- (ニ) 車両、その他の運搬器具又は器具の使用
- (ホ) 工作物、その他障害物の処分

### 3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

<p>公用負担命令権限書</p> <p>御前崎市水防団〇〇分団長</p> <p>右の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 御前崎市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>
---

#### ○ 公用負担の権限の行使報告

公用負担の権限を行使した時は、速やかに目的物の所有者、目的物の種類、員数及び負担内容を水防管理者宛てに報告しなければならない。

#### ○ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を、目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書	
第 号	
	目的物 種類 員数
	負担内容 使用 収用 処分
	年 月 日
	御前崎市長 <span style="float: right;">印</span>
	事務取扱者 <span style="float: right;">印</span>
	様
----- 切り取り線 -----	
第 号	受 領 書
	公用負担命令書
	右受領した
	年 月 日
	様
	印

### 第2節 公務災害補償

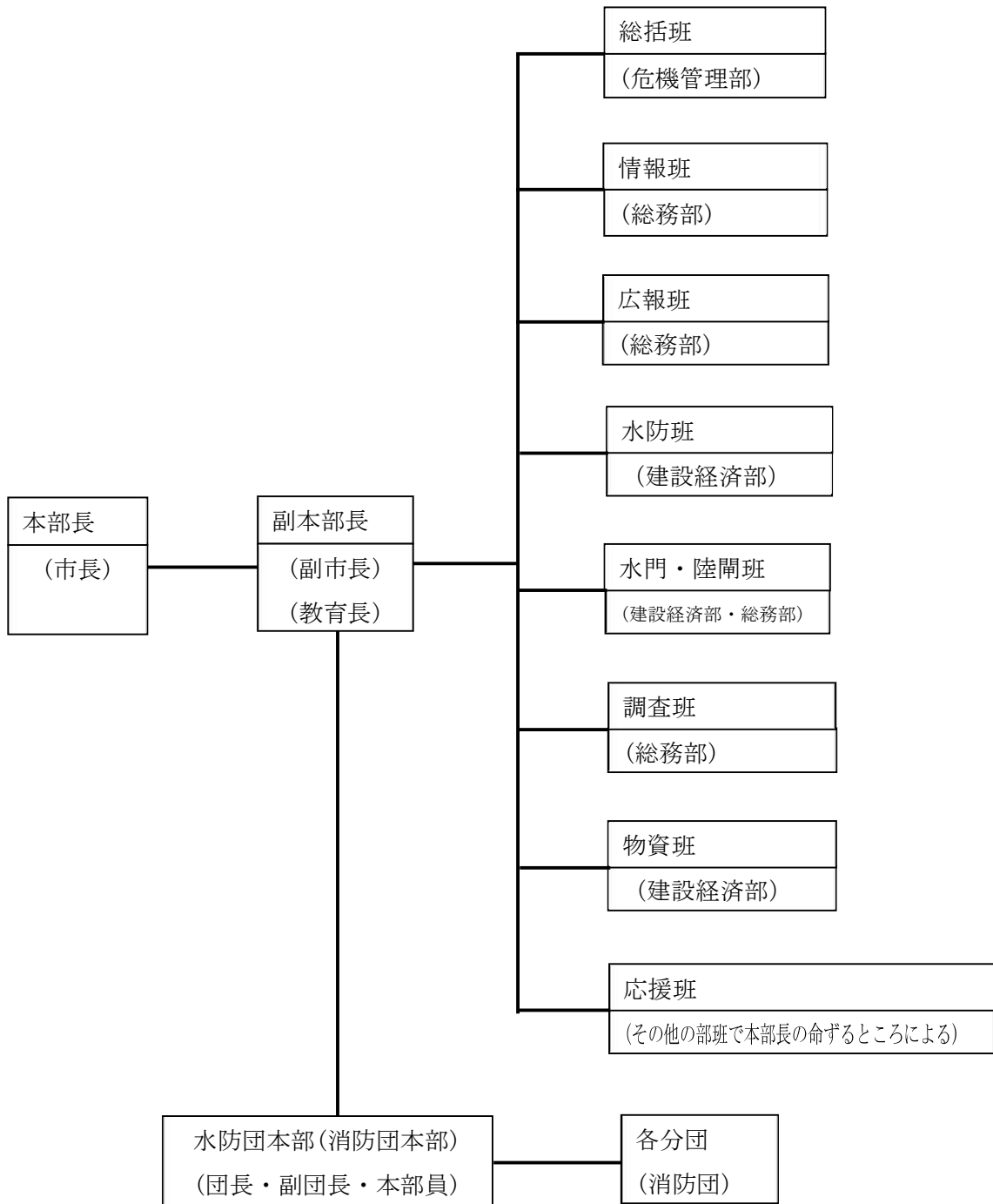
水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、水害予防組合にあっては組合会の議決で、市町組合又は、市町にあっては条例の定めるところにより損害を補償するものとする。(法第6条の2)

### 第3節 退職報償金

水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長または水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合法の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給できるものとする。(法第6条の3)

別表1-1

御前崎市水防本部組織編成図



## 別表1-2

## 水防本部事務分担

班名	事務分掌
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の招集・動員及び配備、水防団(消防団)との連携、協力</li> <li>・ 本部会議の設置、運営、県、警察、防災関係機関、方面隊及び自主防災会との連携</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害情報の収集及び集計、防災関係機関との情報収集・伝達</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する指示、要請及び情報等の伝達・広報活動</li> </ul>
水防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防時における道路、橋梁、河川の被害調査、警戒及び監視</li> <li>・ 仮設道路、交通規制等の応急通行対策、障害物の除去</li> </ul>
水門・陸閘班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防時における施設の監視及び施設の操作</li> </ul>
調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防資機材の整備調整、輸送、受払い及びその事務</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防資機材の整備調整、輸送、受払い及びその事務</li> </ul>
応援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部各班に対する応援、協力</li> </ul>
水防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の消防団の構成をそのまま水防団に切り替える</li> </ul>

別表2

## 避難予定場所

(注)・構造 S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、※：未耐震化施設  
 ・学校の建物面積の上段は体育館で外書である。  
 ・収容可能人数は、3㎡当たり1人

施設区分	番号	名称	所在地	収容可能人員(人)	建物面積(㎡)	構造	電話番号
学校	①	御前崎小学校	御前崎 3556	378 1,427	1,136 4,281	体育館-RC 教室-RC	(0548) 63-2007
	②	白羽小学校	白羽3521-3	407 1,463	1,223 4,389	体育館-RC 教室-RC	(0548) 63-2117
	③	浜岡東小学校	佐倉1403-1	285 1,776	857 5,328	体育館-S RC	(0537) 86-3462
	④	第一小学校	池新田1520	350 2,713	1,052 8,139	体育館-S RC	(0537) 86-2052
	⑤	浜岡北小学校	下朝比奈753	293 1,387	879 4,163	体育館-S RC	(0537) 86-3364
	⑥	浜岡中学校	池新田3923-1	1,169 2,705	3,509 8,116	体育館-RC (一部S) RC	(0537) 86-3355
	⑦	池新田高等学校	池新田2907-1	1,004 3,233	3,013 9,699	体育館-S RC	(0537) 86-2460
幼稚園 保育園	⑧	白羽幼稚園 ※1	白羽3520-46	452	1,357	RC	(0548) 63-3246
	⑨	御前崎こども園 幼児棟	御前崎78-27	353	1,061	RC	(0548) 63-2342
	⑩	さくらこども園	佐倉888-1	1,104	3,313	S	(0537) 86-3036
	⑪	北こども園	上朝比奈2692-12	353	1,059	S	(0537) 86-3234
	⑫	池新田幼稚園	池新田5814	629	1,888	S	(0537) 86-2049
	⑬	高松幼稚園 ※2	門屋2070-103	358	1,075	S	(0537) 86-3427
地区センター 公民館	⑭	池新田地区センター	池新田 3262	498	1,496	RC	(0537) 86-2200
	⑮	東町公民館	池新田 3774-1	87	263	S	(0537) 86-4502
	⑯	本町公民館	池新田 3266-1	95	285	S	(0537) 86-5793
	⑰	早苗町公民館	池新田 2981-14	96	290	S	
	⑱	中町公民館	池新田 2316-2	145	437	S	
	⑲	大山第一公民館	池新田 2625-1	75	226	W	CATV 86-6538
	⑳	大山第二公民館	池新田 4471-1	139	419	S	
	㉑	高松地区センター	門屋 2060-2	227 432	681 1,297	体育館-S RC	(0537) 86-4949
	㉒	門屋公民館	門屋 1263-3	91	273	S	(0537) 86-6902

※1 御前崎・白羽地区の市立園編成により、令和6年4月1日より使用不可。

※2 池新田幼稚園との統合により、令和6年4月1日より使用不可。



施設区分	番号	名称	所在地	収容可能人員(人)	建物面積(m <sup>2</sup> )	構造	電話番号
	㉓	七ツ山公民館	門屋 2508-3	56	169	W	
	㉔	塩原公民館	塩原新田 331-1	112	336	S	(0537) 86-7384
	㉕	合戸公民館	合戸 1076-1	100	300	S	(0537) 86-8390
	㉖	合戸北公民館	合戸 312-2	35	106	W	
	㉗	佐倉地区センター	佐倉 3617-1	488	1,464	SRC	(0537) 86-2304
	㉘	佐倉一区防災センター	佐倉 1831	140	420	RC	(0537) 86-8019
	㉙	佐倉二区防災センター	佐倉 3604-1	140	420	RC	(0537) 86-8029
	㉚	佐倉三区防災センター	佐倉 795	140	420	RC	(0537) 86-8013
	㉛	桜ヶ池防災センター	佐倉 4835-12	140	420	RC	(0537) 86-8014
	㉜	比木地区センター	比木 2836-5	378	1,134	体育館-S	(0537) 86-3463
	㉝	比木原公民館	比木 732-1	55	165	S	CATV 86-3177
	㉞	比木原第二公民館	比木 3065-12	39	119	S	
	㉟	下比木公民館	比木 4924-3	95	287	W	CATV 86-2800
	㊱	中田公民館	比木 3968-1	33	101	W	
	㊲	宮木公民館	比木 3685-1	33	100	W	
	㊳	山田公民館	比木 5053	24	73	W	
	㊴	名波公民館(老人憩いの家)	比木 5576-1	30	90	W	
	㊵	梶ヶ谷公民館(老人憩いの家)	比木 5735-1	30	91	W	
	㊶	上比木公民館	比木 2119	39	119	W	CATV 86-2988
	㊷	勝佐公民館	比木 2544-4	18	54	W	
	㊸	上老人憩いの家	比木 1575-3	22	66	W	
	㊹	会下の谷公民館	比木 3192-2	53	159	W	
	㊺	朝比奈地区センター	上朝比奈 2681-1	364 229	1,093 688	体育館-S RC	(0537) 86-3365
	㊻	行僧原公民館	上朝比奈 255-1	27	81	W	
	㊼	中原公民館	上朝比奈 491-6	26	80	W	
	㊽	西原公民館	上朝比奈 3199-1	26	80	W	
	㊾	北原公民館	上朝比奈 535-4	20	60	W	
	㊿	朝比奈原公民館	上朝比奈 1756-5	51	154	S	

施設区分	番号	名称	所在地	収容可能人員(人)	建物面積(m <sup>2</sup> )	構造	電話番号
地区センター 公民館	⑤1	横舟公民館	上朝比奈 3688-4	58	174	S	
	⑤2	小泉公民館	上朝比奈 2492-8	33	100	W	
	⑤3	山ヶ谷公民館	上朝比奈 1083-1	45	136	W	
	⑤4	宮ヶ谷公民館	下朝比奈 1205-1	43	130	W	
	⑤5	岩地公民館	下朝比奈 605	39	118	W	
	⑤6	南公民館	下朝比奈 1741-2	32	97	W	
	⑤7	下公民館	下朝比奈 2668-3	40	122	W	
	⑤8	新野地区センター	新野 789-1	265 237	795 712	体育館-S S	(0537) 86-2024
	⑤9	新野西町内会集会所	新野 972	23	69	W	
	⑥0	山田ヶ谷公会堂	新野 950-1	26	79	W	
	⑥1	中尾公会堂	新野 991-1	32	98	W	
	⑥2	木ヶ谷公会堂	新野 245-1	23	69	W	
	⑥3	新野東町内会集会所	新野 2659-2	13	40	W	
	⑥4	新野原公民館	新野 3217-4	29	89	W	
	⑥5	有ヶ谷公会堂	新野 2698-3	38	115	W	
	⑥6	上組公会堂	新野 2204-5	32	97	W	
	⑥7	篠ヶ谷公会堂	新野 3873-1	51	154	W	
	⑥8	長ヶ谷公会堂	新野 4663-2	33	100	W	
	⑥9	黒田公会堂	新野 5536-2	31	93	W	
	⑦0	上岬区民館	御前崎 1615-1	71	213	S	
	⑦1	下岬コミュニティ 防災センター	御前崎 937-1	140	420	RC	
	⑦2	大山区民センター	御前崎 68-14	120	361	RC	
	⑦3	西側やすらぎセン ター	御前崎 88-32	89	268	W	
	⑦4	女岩コミュニティ 防災センター	御前崎 117-12	95	286	S	
	⑦5	広沢区民館	御前崎 5475	60	182	W	
	⑦6	白羽地区センター	白羽 5403-20	262	787	RC	(0548) 63-3690
	⑦7	新谷コミュニティ 防災センター	白羽 5554-3	108	324	RC	
	⑦8	薄原いきいきセン ター	白羽 5980-2	87	262	S	(0548) 63-5955
	⑦9	中原区民館	白羽 5166-16	97	292	S	
	⑧0	白羽コミュニティ センター	白羽 3503-7	106	318	S	
	⑧1	白浜コミュニティ 防災センター	白羽 1364-1	148	446	RC	(0548) 63-2980
	⑧2	新神子集落センタ ー	白羽 646-6	68	204	W	

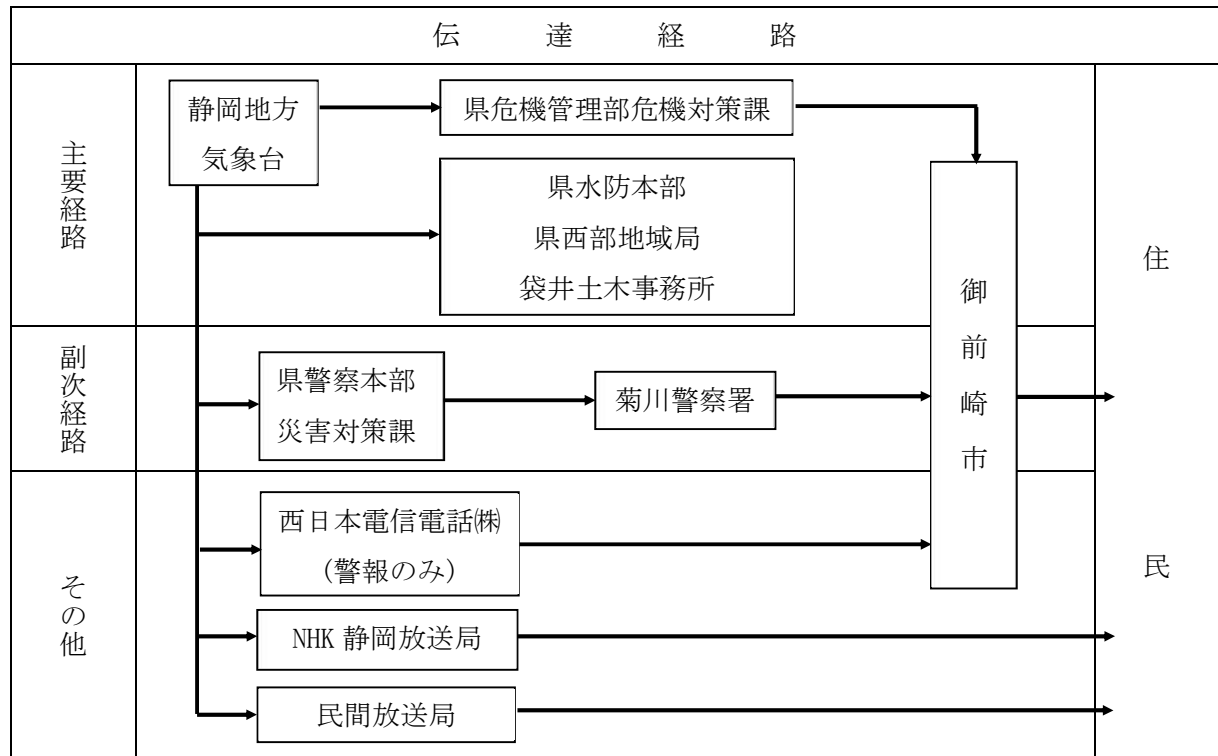
別表3

水防団詰所一覧表

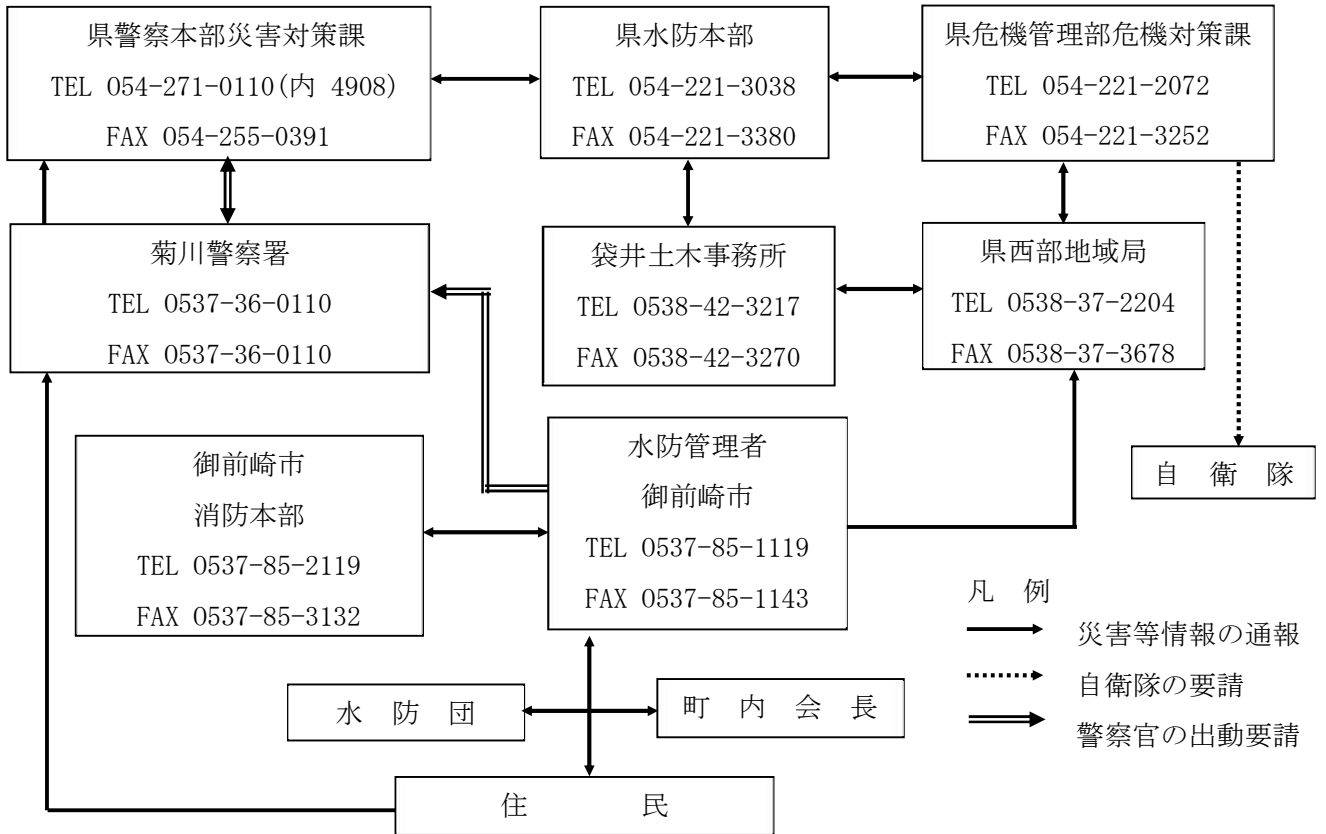
分団	部	所在地	備考
1分団	1部	池新田 3773-12	
1分団	2部	池新田 3244-27	
1分団	3部	池新田 2421-33	
2分団		塩原新田 315-1	
3分団		新野 1073-4	
4分団		上朝比奈 4256-3	
5分団		比木 4937-1	
6分団		佐倉 1184-2	
8分団		白羽 658-9	
9分団		白羽 5367-1	
10分団		御前崎 85-27	
11分団		御前崎 46-36	

別表4

イ 気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図



ロ 連絡系統図(連絡責任者)



別表5 水防信号

区分	説明	警鐘信号	サイレン信号	
第1信号	河川の水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○	約5秒 ○ー 約15秒 休止 約15秒 休止	約15秒 休止 約5秒 ○ー 約15秒 休止
第1信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○	約5秒 ○ー 約6秒 休止 約6秒 休止	約6秒 休止 約5秒 ○ー 約6秒 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべき事を知らせるもの	○ー○ー○ー○	約10秒 ○ー 約5秒 休止 約10秒 休止	約5秒 休止 約10秒 ○ー 約5秒 休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難の為、立ち退くべき事を知らせるもの	乱打	約1分 ○ー 約5秒 休止	約5秒 休止 約1分 ○ー 約5秒 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。			

別記様式1

水防活動実施報告書								
						年 月 日	印	
作成責任者								
出水の概況	川					警戒水位	m	
						雨量	mm	
水防実施箇所	川 左岸 地先					川 右岸	m	
H 時	白	月	H 時	至	月	H 時		
出動人員	水防団員						人	
水防作業の概況及び工法	箇所					m		
	工法							
水防の結果	効果	堤防	山	畑	家	道路	人口	その他
	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	人	
使用資器材	上のう袋			居住者の出動状況				
	なわ							
	鉄線			水防関係者の死傷				
	木杭							
	丸太			雨量水位の状況				
その他								
備考								
(注) 水防を行った箇所毎に作成すること								

別記様式 2

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 \_\_\_\_\_ 作成責任者名 \_\_\_\_\_

出水の概要	川 警戒水位 m															
	川 雨量 mm															
水防実施箇所	川 左岸 地先 m															
日時	自 月 日 時		至 月 日 時		所 要 物 件 費 用	管理団体	県支給分	その他	計							
						手当	円	円	円	円						
出動人員 (内女性人数)	水防団員	消防団員	その他	合計		その他										
	人 (0人)	人 (0人)	人 (0人)	0人 (0人)		計	0	0	0	0						
水防作業の概要および工法	工法 箇所 m										器材費					
											雑費					
											計	0	0	0	0	
											公用負担					
水防の結果	堤防	田	畑	家		鉄道	道路	人口	その他	合計	0	0	0	0		
	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸		m	m	人		かます、俵	枚	枚	枚	枚		
	効果								万年、土俵	枚	枚	枚	枚			
	被害								なわ	kg	kg	kg	kg			
									丸太	枚	枚	枚	枚			
水防団員 消防団員の 出動状況											県の 応援状況					
その他の 出動状況											立ち退きの 状況及び それを指示 した事由					
居住者の 出動状況											水防関係者の 死傷					
雨量水位 の状況											水防功労者の 氏名年齢所属 及びその 功績概要					
公用負担 の内容																
他の団体 の 応援状況											水防活動に関 する反省点					
警察官の 応援状況											備考					

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。  
 2 氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。  
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付する。  
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

水防活動実施報告書

別記様式3

( 都道府県 )

自 年 月 至 年 月

区分	水防活動		使用資材			団体数	左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動人員	主要資材	その他資材	計		主要資材	その他資材	費計	
県(都道府)分		人	円	円	円					
前回迄	-	-								
月分	-	-								
月分	-	-								
小計	-	-								
累計	-	-								
水防管理団体分										
前回迄										
月分	( )									
月分	( )									
月分	( )									
小計										
累計							円	円	円	円

(作成要領)

1. 「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。

## 8-2 県所管水位観測所

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	観測区間	観測			サイボス
				郡市	町村	大字	通報	警戒	特別警戒	危険				所属	氏名	電話	
島田	1	千草橋	湯日川	榛原郡	吉田町	神戸	1.20	1.70	2.00	2.60	S29.9.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547 -37- 1035	○
	2	深谷橋	勝間田川	牧之原市		勝俣	2.20	2.80	3.10	3.40	(S60.3.20)	〃	〃	〃	〃	〃	○
	3	東中橋	萩間川	〃		大江	1.70	2.20	2.50	3.10	S11.8.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	〃	〃	○
御前崎	4	雨垂橋	新野川	御前崎市		佐倉	1.10	1.80	2.00	2.40	S21.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	袋井土木	〃	0538 -42- 3217	○